

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 26 日

栃木県精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

令和 3 年栃木県足利市における大規模火災にかかる精神保健及び精神
障害者福祉に関する法律に規定する入院手続について

令和 3 年栃木県足利市における大規模火災による災害の影響で、業務上の支
障が生じていることと思いますが、被災中の標記に係る取扱いについては、別紙
の Q&A を御了知いただき、精神障害者に対する適切な医療の確保を御願いた
します。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

企画法令係 三月田、伊藤（内線 3055/2297）

精神医療係 三好、三浦（内線 3054）

(別紙)

1. 被災した医療機関から他の医療機関に医療保護入院者を転院させたいが、転院の手続はどうするのか。

当該転院については、地域の被災状況により、精神保健指定医の診察を行うことが困難な場合や、家族の安否が不明である等家族等の同意を得ることが困難な場合は、患者の安全確保を最優先として緊急避難的に、精神保健指定医の診察及び家族等の同意なく、転院して差し支えないものとする。

その後、状況を見て、速やかに精神保健指定医の診察を行い、新たに家族等の同意を得た上で、医療保護入院の手続を行うこと。家族等を見つけることが困難な場合（災害により一時的に家族等と連絡が取れない場合も含む。）には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 33 条第 3 項に規定するとおり、市町村長同意による医療保護入院を行うことができる。また、転院元の医療機関においては、当該患者の退院届を提出するものとする。

なお、転院先の医療機関においては、入院届を提出するものとし、「生活歴及び現病歴」欄に当該特例の取扱いによる転院である旨が分かるよう記載しておくこと。

2. 被災した医療機関から他の医療機関に措置入院者を転院させたいが、どうするのか。

当該転院については、新たな精神保健指定医の診察は不要として差し支えない。

なお、必要な場合には、他の都道府県知事が法第 19 条の 8 に基づき指定した指定病院に転院させることができる。

3. 被災した医療機関から他の都道府県の医療機関に措置入院者を転院させる場合に改めて入院措置等の手続は必要か。また、費用負担はどのようになるか。

2. のとおり、転院元の都道府県知事の措置権の行使が継続しているものであり、転院元の都道府県知事の措置入院の解除及び転院先の都道府県知事の入院措置の手続は不要である。

また、上記の場合の措置入院の費用については、法第 30 条に基づき入院措置を行った都道府県が負担する。

4. 被災した医療機関から他の医療機関に医療保護入院者や措置入院者を転院させる場合は、法に基づく移送の手続が必要か。

当該転院のための移動は、法第 29 条の 2 の 2 又は第 34 条に基づく入院に当たっての移送として取り扱わず、移送の手続も不要である。

5. 市町村長同意による医療保護入院において、居住地のある市町村長と入院先医療機関の市町村長のいずれの同意を要するのか。

家族等が見付からず医療保護入院の手続を行う場合について、法第 33 条第 3 項において、市町村長の同意が規定されているところ、その市町村長は「その精神障害者の居住地を管轄する市町村長」とされており、居住地がないか又は明らかでないときは「その精神障害者の現在地を管轄する市町村長」が医療保護入院の同意を行うことができるとされている。

入院患者の居住地が被災地域にあり、居住地の市町村長が同意することが一時的に困難である場合は、現在地（入院する医療機関が存在する市町村）の市町村長の同意により医療保護入院の手続を行うことは差し支えない。

6. 被災地で新たに措置入院を行う際の手続はどうすればよいか

新たに措置入院を行う場合は、精神保健指定医 2 名の診察があり、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神保健指定医の診察の結果が一致した場合のみ、都道府県知事は措置入院を行うことができる。